

平成31年

第1回定例会

会議録

(第2号)

平成31年3月13日

平成31年第1回 江差町議会定例会
(第2号)

◎ 期日及び場所

平成31年3月13日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 議案第6号～議案第29号

平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第7号 平成31年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第12号 平成31年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第15号 江差町財政調整基金の処分について
- 議案第22号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

□ 町民福祉課 所管分

- 議案第23号 江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

□ 健康推進課 所管分

- 議案第7号 平成31年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第8号 平成31年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について

□ 高齢あんしん課 所管分

- 議案第9号 平成31年度江差町介護保険特別会計予算について

□ 農業委員会・産業振興課 所管分

- 議案第11号 平成31年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 議案第26号 指定管理者の指定について
- 議案第27号 指定管理者の指定について
- 議案第28号 指定管理者の指定について
- 議案第29号 指定管理者の指定について

□ 追分観光課 所管分

○議案第24号 指定管理者の指定について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	小	笠	原	淳	夫
議	員	薄	木	晴	午	
	〃	飯	田	隆	一	
	〃	室	井	正	行	
	〃	萩	原		徹	
	〃	小	梅	洋	子	
	〃	塚	本		眞	
	〃	西	海	谷	望	
	〃	若	山	明	廣	
	〃	小	野	寺	眞	
	〃	小	林	く	に	こ

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑		明	
教	育	太	田		誠	
総	務	木	村		晃	
財	政	斉	藤	敏	己	
まちづくり	推進	出	崎	雄	司	
町	民	岸	田	礼	治	
健	康	白	鳥	智	子	
建	設	岸	田	雄	治	
追	分	大	坂	敏	文	
産	業	大	杉	則	明	
税	務	安	田	克	臣	
高	齢	梅	川	年	代	
出	納	岸	田	眞	由	美
学	校	中	川		智	
社	会	尾	山		徹	
総	務	竹	内		強	
まちづくり	推進	畑		竜	哉	

(議会事務局)

局
書

長
記

清 水
森

直 樹
直 彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

昨日に引き続き、提案説明がありました、平成31年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることと致します。

(議長)

それで、昨日の答弁漏れ、という事で薄木議員に対する答弁を、総務課から答弁をお願いしたい。

はい。「総務課長」。

「総務課長」

昨日の薄木議員からの、ダンボールの受け入れについての答弁が出来ませんでした事に関しましては、大変申し訳なく思っております。本日、この様に答弁の時間を頂きまして、本当にありがとうございます。ダンボールの受け入れの関係についてなんですが、組合に確認をさせて頂きました。まず、個人が搬入する場合の処理場での受け入れの際につきましては、例えば、折りたたんで搬入する様な指導はしてないと言う事でした。なお、現状では大半の方が折りたたんで、搬入して頂いている様でございます。一方で、事業系のゴミに関してなんですけれども、この事業系のゴミについては、回収業者を通じて搬入しているということでございます。この場合におきましては、燃えるゴミをパッカー車で搬入するというふうになると、処理する過程でダンボールが厚い事から、中々、処理がスムーズに回らないという場合もあるという事でございます。回収業者にはダンボールを別に回収して頂ける様にお願いしているという事でございます。回収業者から事業者の皆さんにも、同様のお願いをしているものでございますので、ご理解を頂ければなというふうに思います。

(議長)

いいですか。はい。

(議長)

次に、日程第1、議案第6号から議案第29号まで、平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中、財政課・税務課所管の関連議案について、補足説明を求めます。

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方から所管の議案等を説明させていただきます。

まず、議案第15号でございます。議案書97頁をお開き願いたいと思います。江差町財政調整基金の処分についてでございます。財政調整基金を取り崩して繰入するため、財政調整基金の設置、管理、処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございまして、取り崩す額は3億1千万、時期は平成31年度中となっておりますので、宜しくお願い致します。

続きまして、予算の方を説明させていただきます。予算資料、事務事業一覧で新規事業、あるいは大きく増減があった内容につきまして、中心に説明したいと思います。

予算資料8頁でございます。19番の役場庁舎管理でございますが、空調用のフィルター、塩害除去用等々ございまして、4種のフィルターの交換経費として85万円程、増額となっているものでございます。

次に同じく、8頁の26番でございます。土地開発公社対策です。こちらの事業、新規事業という事で計上してございますが、これまでの経理も含め、説明をさせていただきます。江差町土地開発公社でございますが、昭和48年に設立され、南が丘団地の造成及び売却、公共用地の先行取得等々の事業を実施して参りましたが、すでに相当以前より事業が終了している所でございます。事業、実施しておりませんが、金融機関からの借入の返済がまだ残っておりますため、公社資産、公社保有資産を町が買い取り、その売却益により、収入で償還の財源としてきた所でございます。そのため、30年度予算迄は、財産管理費の土地取得費として予算計上してきたものでございます。しかしながら、30年度で公社の保有資産が全て町に売却してしまう事となります事から、31年度は公社への補助金として計上し、公社はその補助金をもって所管すると、そういう内容となっているものでございます。

次に、16頁の238番でございます。江差マリンビーチ運営事業でございます。こちらは、昨年度迄、海水浴場開設という事で載せたものですが、北の江の島魅力賑わい創出モデル事業の1つとして位置付けるために事業名を変更したものでございます。事業の内容と致しましては、例年同様、海水浴場開設に掛かる砂浜の整地や、ゴミ処理経費などでございま

すが、年々、ゴミの量が増えているのと、砂浜整地の作業量が増えてきているという状況でございます。31年度におきましては、100万円程度、増額となっているものでございます。

次に、17頁、269番、公営住宅維持管理でございます。この中では、陣屋団地受水槽ポンプ室等配管改修と陣屋団地防火設備改修等を計上してございます。資料でございますが、定例会資料26頁の資料17が、受水槽ポンプ室配管改修工事の概要でございます。

それから、次の27頁資料18が消防設備改修工事の概要となっております。ポンプ室の配管改修でございますが、腐食が進んできておりますため、3ヵ年かけて取替っていくもので、73万5千を計上してございます。

防火設備改修につきましては、29年度から防火扉の取替や、修繕を実施してきたもので、4号等の2か所について、実施するものでございます。213万1千円程、計上しているものでございます。

次に、18頁、271番、公営住宅長寿命化、町営住宅南が丘第4団地の長寿命化改修でございます。定例会資料は、28頁、資料19となります。昭和53年度に建設しました、1棟の耐力度調査と52年度に建設しました、2棟の屋根、外壁改修となります。耐力度調査につきましては、長寿命化改修をするために必須でございます。32年度と言いますか、2020年度に工事を実施するために行うものでございます。

次に、同じく18頁の273番、新陣屋団地建設でございます。定例会資料29頁、資料20となります。31年度は、最後の棟となる3号等、1棟4戸の建設となります。建築主体工事の他、電気設備機舎設備工事を実施するものでございます。

次に、21頁の346番、347番、公債費元金と利息でございます。元金については、6億円弱、強、利息は5千弱となっております。公債費で歳出全体の11%を締めている所でございます。

次に、歳入ですが、大きい所だけご説明申し上げたいと思います。予算書の方でご説明致しますが、まず、24頁、25頁、9款の地方交付税でございます。前年度当初予算比では4,780万円の増となっております。30年度の見込み額との比較では、おおよそ250万円の増という事でございますので、ほぼ前年度実績並みの予算計上となっております。

次に、予算書36、37頁、2項の基金繰入金でございますが、財政調整基金から3億1千円繰り入れた他、8基金から1億4千万円程繰入をしており、前年度当初予算比で1億4千万円の増となっております。

次に、予算書41頁、雑入の欄でございますが、一番上の北海道備荒資金組合支消金でございます。備荒資金組合に積立をしていた超加納付分の取り崩しとなります。

次に、予算書40頁、40頁の19町債から次の43頁まででございますが、起債の内容でございます。充当事業につきましては、説明欄をご覧頂きたいと思います。総額で8億7,200万、前年度対比で4億1,280万の増となっております。

一般会計は以上となります。

次に、港湾整備事業特別会計でございます。こちらの内容につきましては、ほぼ例年通りでございます。予算書におきましては、歳入が270頁から271頁、歳出におきましては

272頁から273頁となるものでございます。内容の方は割愛させていただきます。

続きまして、消費税関係の関係条例の整理の部分について、財政所管の部分で補足説明を申し上げたいと思います。昨日、総務課長から説明がありましたが、議案書108頁、定例会資料でいいますと59頁の下段となるものでございます。108頁の第23条江差港湾センター条例の一部改正でございます。内容と致しましては、2階休憩施設の利用区分と料金の別表削除した他、1階の旅客施設等の使用料を別表に定めるとあったものを、行政財産使用料条例の例により、算出に定めた内容となっております。2階部分につきましては、16年度から休止をしております、今後についても、利用再開しない方針であることから、条例から削除したものでございます。

以上、財政課の説明は、簡単ではございますが、終わらせて頂きますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、税務課所管の予算について、説明をさせていただきます。

まず、最初に歳入予算の1款の町税について説明を致します。予算書の8頁、それから事項別明細については、22頁から23頁が町税に関するものでございます。また、別冊予算資料として3頁に総括してございますので、併せてご覧を頂きたいという風に思います。

町税の収入総額につきましては、7億7,221万1千円を計上致しまして、前年対比で1,508万7千円、1.9%の減となっている所でございます。主に人口減少に伴う個人町民税の減、また、償却資産等の経年評価によりまして、固定資産税が減になっている他、大きな所では、たばこ税の減、とそれと滞納繰越額の圧縮によります、調定減が主な要因となっている所でございます。

続いて、予算書38頁の、諸収入金の延滞金につきましてですが、実績を勘案しまして、前年比から36万円減となりまして、27万円を計上している所でございます。

続いて、歳出になりますが、予算書の58頁から61頁でございます。予算資料の9頁、それと10の事務事業一覧、56から65番になります。2款1項10目の、予算資料における、諸費における町税等過年度還付金につきましては、全体予算の内、350万円が町税の還付分として計上している所でございます。

それと、2款2項の1目の税務総務費につきましては、資料No.57の固定資産税評価替え委託として、次期の固定資産税評価替えに向けた、標準値との鑑定評価に行うための経費として223万2千円を計上している事から、前年比で、219万4千円の増額となっております。その他の事務経費につきましては、例年と変わりはありません。

続いて、2目の賦課徴収費につきましてですが、賦課徴収費につきましては、平成30年度に行いました、地方税の共通納税システムの改修や、車両リースの期間終了という事で、そ

れと、渡島檜山地方滞納整理機構の負担金の国保会計との按分比率などによりまして、減額となっている所でございます。

新規事業と致しましては、資料No.60の町税滞納管理システムの元号改正に係る改修という事で51万1千円を計上し、昨年比で、全体で9万円の減額となって、90万円の減額となっている所でございます。

新規事業の内容につきましては、既存の滞納管理システムの5月1日の元号改正に対応するための改修でございまして、総額68万2千円の内、国保会計との按分している所でございます。その他事業内容につきましては、例年と大きく変わりはありません。

以上が一般会計に関する内容となっております。

続いて、国民健康保険特別会計における税務課関連についてご説明を致します。

歳入の予算の国民健康保険税でございます。予算書の146頁、事項別明細については、150頁から151頁が国民健康保険税に関連するものでございます。国民健康保険税の収入総額につきましては、1億3,646万8千円を計上しておりまして、前年対比で946万3千円の減となった所でございます。大きな減少の要因につきましては、北海道に納付する国保事業費納付金の減少した事によりまして、必要な保険税額が減少したという事によるものでございます。

続いて、歳出予算でございますが、税務課所管の歳出予算につきましては、予算書の154頁から157頁でございます。1款2項1目の賦課徴収費につきましては、渡島檜山地方滞納整理機構の負担金の徴収実績比率の按分によりまして、国保税の徴収比率が、昨年と比較して高くなった事から、負担割合が増えているものでございます。前年比で全体で44万6千円の増額となっている所でございます。

続いて、1款4項1目の収納率向上対策事業費につきましては、新規に実施する滞納管理システムの元号改正に伴う経費として、17万1千円を計上しておりますが、車両リースの終了に伴う減額等により、前年度比で2万4千円の増となり、ほぼ前年度同様の予算計上となっている所でございます。

以上が、国民健康保険における税務課所管の内容となっております。

続いて、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を致します。議案書の117頁から120頁、定例会資料の69頁から80頁までの資料29の一部改正の概要、及び税率の算定、新旧対照表が関係分となっております。

今回の一部改正につきましては、昨年、国民健康保険制度が改正されまして、都道府県が保険者として、運営主体となった事から、北海道への納付金に基づく、必要収納額に合せて賦課をするという事としまして、昨年は賦課方式を改正を含めた大幅な税率改正を行った所でございます。この度、平成31年度の納付金の確定額の通知を受け、必要となる収納額に併せて、税率の改正を行うものでございます。

具体的な内容としましては、納付金の内、北海道からの交付金等を除いて、必要となる賦課総額に世帯数及び被保険者の減少率等考慮し、する他、それから平成31年度の税制改正大綱において、示された賦課限度額の引き上げを行う事として、税率を算定しているものでございます。また、賦課限度額につきましては、基礎課税分、医療分になりますが、国の基

準が58万円に対して、現在、町では54万円という事で、4万円の還り分がありまして、これの他、税制改正大綱において、3万円の引き上げがなされたという事で、全体で61万円となる事から、全体で7万円の引き上げを行う予定でございます。なお、限度額改正に係る条例改正につきましては、地方税法施行令の改正がまだ行われておりませんので、改正後に行う予定をしております。また、納付金の、及び必要賦課額が、平成30年度と比較しまして、減額となっている所でございますが、それ以上に、町の世帯数、加入世帯数、被保険者の数の減少率が高いため、税率が若干、増となっているものとでございます。これによりまして、現行税率と比較して、所得割が11.72%と0.3%の増、均等割で3万4,300円と1,500円の増、平等割が5万1,200円と600円の増となるものでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、簡単でございますが、宜しくお願い致します。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

はい。

「室井議員」

3点について、質問致します。

まず、第1点ですね、昨日、私の一般質問においてですね、鷗島の上にある、花月の建物ですね、財政課所管の担当となっておりますけど、昨日答弁でもはっきりしていない、答弁なかったんですが、あの建物壊した場合ですね、解体した場合。それとですね、同じ様な規模の物をどうこうって、課長、答弁されてますね。それ事実ですか。私調べましたよ。道立自然公園条例、それから規則、何処にも載っていませんよ。同じ規模の物建てなきゃならないという様な、載ってません。もしかしたら、私今日でも直接ですね、振興局なり道に確かめてもいいですよ。課長、良く認識してもらいたいですよ。照井町長はですね、2年前の新年交礼会に、あの建物取得して、ね、何とかあそこ解体して、景観良くしたいという事を答弁してる、町の新年交礼会でお話ししてるんですよ。私も褒めましたね。個人の物を良く江差町と、に、ね、にもってきて、解体出来る様になったと、良く頑張ったねって、私は議会

でそう言うお話しはしてますよ。その根拠は何ですか。同じ規模の物を建てなきゃならない、っていう様なその根拠は何処にあるのか、まず、それ1つ答えて下さい。

2つ目。いいですか。2つ目。公営住宅のですね、長寿命化、これはですね、課長、非常に大事な事なんだ。だけど、私も決算委員会から予算の質疑の時言った、お話ししましたけども、外壁のペンキ塗り替え、屋根の葺き替え、だけではですね、長寿命化にはなりませんよ。これ修繕工事ですよ。あの建物はですね、断熱性が非常に悪いんですよ。特にサッシは結露しやすい。こういうのも今回入ってるんですか。質疑して、それも該当になるってちゃんと答弁してますよね。今回入ってるかどうか、その事、明確にして欲しいと思います。

3点目。課長ですね、自主財源を如何に確保するかって言う事はですね、非常に簡単に財政課だけで出来る問題でないです。私、それは理解します。でもですね、町税、交付税がですね、ずっと流れ見て行くと、減少になって来る。それと、そういう様な、なかでですね、色々な事業に対するですね、そういう町民に対する色々な政策なりを、実行するためにですね、いかにして、その自主財源、交付税も大事ですよ。もちろん、大事ですよ。交付税プラスですね、町がどういう自主財源を確保出来るかっていう事は、財政課長だけの問題でない。すべてですね、担当課が一緒になってですね、考えなきゃならないですよ。税務課長、税金取る事ももちろん必要ですよ。いっぱい頑張ってる事。でもね、税収入を増やす方法も、考えなきゃならないんですよ。全ての課長にこれ該当しますけども、今日は何人も今、担当課長、来て居ないから、あれですけど、その辺の考え方、考え方でいいですよ。具体的な細かい事は求めません。

その3点について、答弁願いたいと思います。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」

室井議員から、3点のご質問ございましたが、まず1点目の花月の関係でございます。これにつきましては、私も道の条例を読みながら、振興局に2、3度問い合わせた、問い合わせた、その様な回答を頂いてる所でございます。昨日の答弁でも申し上げましたが、その内容につきましては、前任の課長の時代から、同様の答弁で、回答でございまして、私どもの方としては、その様に同程度の規模っていう事で認識しているものでございます。

2点目の長寿命化でございます。外壁、屋根、でございます。これにつきましては、南が丘第4団地まで全てやるって進んできておりますので、とりあえず、ま、水が浸入して来るっていうのを防ぐって意味でも、外壁のクラックの修復ですとか、屋根の修復っていうのは大事なのかなと思ってございます。長寿命化に資するって事で交付金も頂いている所でございまして、とりあえず、この流れで、第4団地迄進めさせて頂きたいと。サッシにつきましては、長寿命化の交付金の対象になるという事は確認してございますが、今回は屋根、外壁のみとさせて頂いて、サッシにつきましては、その第4団地の屋根、外壁が終わった以降、長寿命化計画もちようどその頃見直しとなりますので、その中でご検討していきたいと、

ご答弁申し上げたところでございます。

それから、3点目の自主財源でございます。町長の執行方針もございましたが、終始均衡、取れていない状況でございます。予算編成において、財源不足が多額となっている現状でございます。そういう中ではやはり財源対策、財源確保ってというのは、至上命題の1つではないのかなと思っております。これにつきましては、自主財源であるとなないと問わず安定的な財政運営、それから様々な事業を推進して行く上では、目指していかなきゃならない、取り組まなければならないものだと認識してございます。しかしながら、自主財源、特に新たな自主財源の確保っていうのは、やはり、他の事例を見ても、中々難しい所でございます。今の所、やはり、ふるさと応援寄附金、そういったものに頼らざるを得ないと、それ以外の部分につきましては、やはり安定的で収支均衡に資する財源となっていないと、いう所が現状でございます。やはり、そうなりますと、国や道の制度を活用した財源対策、例えば、これまでも、地方創生交付金なども活用して参りました。そういった、国、道の補助、交付金の活用、こういったものを重点を置いたものとなって行く、と考えてございますが、室井議員おっしゃったとおり、これにつきましては、それぞれの所管課におきまして、アンテナ延ばして頂いて、どういったものが活用できるか。普段から情報収集等々して頂きながら、そういう財源確保の意識をもって頂きたいと、そう考えているものでございます。今、大きな計画の策定、北の江の島、ございます。そういった政策を進めるに当たっては、やはり、重要な、財源確保っていうのは、要素となってきておりますので、全庁舎的に取り組んでまえればと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

ちょっと、私から花月の話について、補足をさせて頂ければなと思います。先程、私の新年交礼会の発言を室井議員、引用して頂きましたけれども、その時に詳しく、その点について話したかどうかちょっと記憶にはないですけれども、花月、その当時、所有されている方、かなり高齢でいらして、そのまま放置して行くと、老朽化の問題、色んな問題があって、塩漬けになってしまう、そういう恐れがあってですね、町が責任を持って、道立自然公園内にある建物ですから、対処しなければならないという事で発言をさせて頂きました。その上で、じゃあ、あの花月、どうするのかと考えた時に、道立自然公園内にある建物を改に開発する事は出来ません。もし、一旦壊してしまうと、もう、それはその所に建物を建てるという事が出来ないというのが、規制があると言うふうに聞いております。その上でただ壊すだけではなくて、もし、民間の方が同規模の、あるいはそれに付随したものを何か、事業展開が考えられないかという事を模索出来ないかという事を考えてた上で今、こういう状態が続いているというのが現状でございます。決してですね、解体する事だけが、解体するのが駄目だという事ではなくて、解体したら、もう次に、次の展開考えられないという事ですね、そうではなくて、もう少し選択肢としてですね、民間の事業者らの上でですね、少し建物を活

用した展開が考えられないかという所をですね、模索している段階だという事をご理解して頂ければなと思う。けして、解体はしてはいけないという事ではなくてですね、解体、その選択肢の1つですけれども、できれば、何らかしらの活用策が見つけられないかという事を考えているという状況ですので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

議長。いいですか。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

はい。あのですね、財政課長。決して財政課長をね、責めてんじゃないんだよ。ね。1人でね、何でも背負うなって事言ってるんだよ。ね、大変なんだ、あんたね、公営住宅のね、壁穴空いた事がらね、町のね、財政迄全部やんなきゃならないんだよ。ね、そういう中で、色んな対応が大変だと思うんだけど。でも、この、花月の今、旧花月の建物ですね、これ、あり得ないよ。私ですね、本当に行って来て、あの道立自然公園の島の上ですよ、本当に危ない建物、ああいうでっかい建物、建ってですよ、例えばあそこ壊して休憩施設作る。トイレ作る位の事は出来ないっていうね、そういう北海道の条例って、おかしいんじゃないですか。おかしいんでないですかって言った事ありますか。副町長、道なり、振興局に行って、対して、危ないんですよと。ああいう、大きい物建てる必要ありません。景観上良くありません。でも、島をね、散歩に来る人方の休憩施設、トイレの様な小さい物、建てたいんですけど、そういう要請した実績ありますか。私はちゃんと行政の、ね、そういう要請があれば、親身になって相談してくれると思いますよ。その辺をですね、きちっと、やっぱり、やってもらいたい。対応してくれるかどうか。

2つ目。あ、1つずつかな。

(議長)

いや。

「室井議員」

1本でいいですね。

(議長)

いいですよ。

「室井議員」

最後のね、自主財源の事は、課長、ちゃんとね、出来る事やってる事分かってるから。そ

れはね、課長答弁ではない。ね、だからそれは削除しますけども、公営住宅。課長、ちょっとね、僕言ったでしょう。あの公営住宅かなり古いんですよ。サッシが悪いんだよ。して、冬になると、居間にストーブ置くんだよ。一番結露するのは居間のガラスなんだよ。ね、水滴がすごいですよ。分かりませんか。だからせめてね、プラスチックサッシぐらい、中に断熱の物入れるとそんなに掛かりませんよお金。そういう配慮してやったらいいんじゃないですか。入居者に。そうすれば結露が生じませんよ。結露が生じるために窓開けたり、換気扇回したら、あそこに入ってる方、光熱費掛かるんじゃないですか。そういうもうちょっと、配慮が必要だと思うんですけども、今、もうね、予算組してるから出来ないと思うかもしれないけど、もう1回考えてですね、試してみてください。断熱サッシ、内窓に付けるか付けないで、結露がこんなに違うんだという事がはっきり分かるはずですから。そういう考えあったら、答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

公営住宅の窓サッシの件につきましては、私どもととしても、検討はして行きたいと、考えている所ではございますが、先程と答弁重なりますが、まず、外壁、屋根、そちらの方を優先的に進めさせて、その間、サッシの部分については検討させて頂きたいとその様に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。「町長」。

「町長」

花月の件でございますけれども、道に要請などをした事があるかというご質問でした。そういう事実はございません。ただですね、まだ、しっかりした見積は取ってませんが、島の上、重機が入れないなどの事もあって、解体するだけでも、かなりの財政的なものがあるということを伺っています。その上で、考えるべき1つの方策として、町が自らやるのではなく、民間の事業者さんにやって頂けないかという事で、何年か前に東京の宿泊などをやっている事業者を回って、花月の場所などを紹介しながら活用をして頂けないかという打診をした経緯もございます。そういう事をですね、出来れば行政ではなく民間に方があのロケーションを活用して事業展開を考えられないか。そういう事を模索して行きたいと思っています。解体してしまったらですね、次の手は打てなくなってしまう、そういう規制の中で、最大限出来る魅力付け、鷗島の魅力付けを考えて行きたいと思っておりますので、議員、何かいい提案がございましたら、是非ですね、教えて頂いて、一緒にやって行ければなと思っておりますので、宜しくお願いします。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

私も頑張るから。ね、あの建物本当に危険なんですよ。そして私も色々な考えと知恵出してですね、何とか早期にやってみたいなところ思ってます。それでね、そういう中でね、私は時限立法ですけど、ね、平成33年迄にですね、昨日ちょっとお話ししたんですが、財政課長、分かってるって言いましたけど、公共施設等適正管理推進事業債ってのがね、33年の時限立法であるんですよ。これ起債90%、そして江差町財政指数が昨日言ったように、0.28だから、交付税還元50%、もしかしたら社会資本総合整備交付金も使えるかもしれない。こういうものを使ってですね、やっぱり早くあの建物何とかしないと本当危ないですよ。だから町長答弁いいですから。町長のね、今の答弁に対して私もね、答えたいと思っているから。全力でやりますよ。早く、早期解決しないと、煙突が倒れたら、階段歩く、倒れますよ。スレートが飛んだら、人間死にますよあの高さから。そういう事があります。その事は答弁いいですから。私もそういう考えがあれば、私ものがっちりやる。それだけ、申し上げる。

それと、財政課長、あなたがね、一番悪いのはね、意固地だ。1つでもね、試してみるって考えないんですか。何が検討するんですか。何年検討してますか。副町長、なんぼ掛かると思いませんか。中の断熱サッシくらい。試してみて下さい。この場だけね、通り過ぎればいいことはもつな。ね、3棟やるんでしょ。3棟の中の何戸入ってるが知らない、1戸だけでもいいから、試してみて下さい。断熱効果が全然違うから。結露しないから。そういう判断さえ持てないんですか。持てないなら持てないとはっきり言って下さい。検討するって言わないで下さい。課長、副町長、ちょっと聞いて下さい。検討するって言葉いらぬ。やるかやらないか、どっちがだ。答弁して下さい。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

今、長寿命化やる中で、チャレンジっという事だったんですが、例えばやるにしても、入居者が入っている中で、あそここのとだけ付いたって形にもなるのかなと思ったり、ちょっと、色々、中々、1か所だけなのか、1棟って形なのが、わがんですけれども、ちょっと、いくら掛かるのかも含めて、ちょっと今の所は、そうですね、やると言いきれない部分も、どうしてもありますので、ちょっと、やはり、お時間を頂き、で申し訳ないんですが。

(議長)

わがった。

あの～、室井議員。

「室井議員」

はい。

(議長)

あの、室井議員、今、3回目の質問終わったんですよ。それで答弁をね、今、その、今、課長答えて、私もそれは納得行かない。副町長、ね、最後の3回目の質問ですから答えてやって下さい。

「副町長」。

「室井議員」

議長、今日冴えるな。

(議長)

昨夜、寝だもの。

「副長町」

財政課長、社会資本整備交付金などを活用して、今、屋根と外周って事は当然でございます。前から出てる部分で、一番危惧している部分も今言いましたけれども、どの程度、例えば3棟の内1棟なのか、まずそういう形で、1棟なのか、ね、その辺の経費分析をさせた上で、ちょっと考えさせてもらいませんか。

「室井議員」

10万円だから。

「副長町」

今、金額も頂きましたんで、今ここです、ね、1棟やってみたいっていうふうに言いたい気持ちはあるんだけど、経費負担をちょっと分析させて下さい。

はい、以上です。

(議長)

いいですね。

(議長)

はい。次に、「小林議員」。

「小林議員」

はい。都市公園についてお伺いします。町長の執行方針によりますと、公園につきましては、利用者の安全性を最優先にという事ですが、逆川森林公園と松の岱公園、小さなお子さんをお持ちの方は、自然と触れ合える公園を求めています。この2つが該当するのではないかと私は思うのですけれども、逆川森林公園及び松の岱公園については、ヒグマが危険であるですか、安全性に少し問題があるのではないのかと考えています。利用の安全対策、これからのですね、安全対策をどう進めていくのか、お伺いします。

(議長)

誰だ。「財政課長」。

「財政課長」

熊、逆川森林公園と松の岱公園でございますが、熊の対策でございますけれども、中々やはり、例えば全部に柵を巡らすとかいう様な、抜本的な対策っていうのは、中々、広範囲でもありますし、難しいのかなと、今、現状出来る事として、例えば利用者に対する看板ですとか、あと管理人による、ゴミ、人のゴミに熊も寄ってくるって事ですから、そういった物を小まめにきちんと回収するですか、今の所、そういった事を地道にやっていく他はないのかなと考えていますので、宜しく申し上げます。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

次に、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

3点お聞きします。

まず、3点項目言います。公共施設の管理について、1つ。2つ目が、町営住宅の入居者の関係。3つが、国保税の関係取り上げます。

それです、先程も室井議員からもありましたが、総じて公共施設の関係、町営住宅に限らず、先程出た、公園も然り、インフラ公共施設、江差町の公共施設と総合管理計画、これに依って、江差町の基本的な考え方が出されております。この点について、お聞きしたいと思うんですが、それで、実は私、この間、何回かこの問題を取り上げましたが、要はこの計画は、町営住宅も1960年代、70年代、学校はもうちょっと後、いわば人口が1万2

千、3千の時に作った施設、その後、現在、8千切って7千、それが40年後には3千人前後になる、その時に、人口1万2千、3千の時に作っていた施設を未だ引きずっている、それが40年後にどうなるのか、どうすべきか、というのがこの総合計画。実際、作ったはいけれども、核論に入ると、それぞれ事実上現課任せというのが私、この間言ってきた問題、どうなっているのと。総括する財政課で、これきちっと全体を取りまとめるの、という事をこの間、言ってきたが中々進んでいない。それで、先程言った、40年後、30年後、40年後、どうするかっていうと、これにも書いてありますし、国から言われなくたって当たり前の話ですが、場合によっては、統廃合する。複合化する。規模縮小する。でもこれはそう簡単に行かないと思います。ですから今日はそこは触れません。総合計画なども含めて、中長期に今の点は、これも踏まえた新たな視点で、統廃合、複合化、規模縮小、それはまた、別な論点だろうと思います。今日私は、しかし、現時点で、この管理計画にありますけれども、じゃあ、先程の町営住宅、一定程度、直して行くとか、そういう点についても色々触れられております。私はこれはすごく、今の当面の修理、修繕なども含めて、方針として私しっかりと守って行くべきだと思ってるんですが、ここに色々書いてあります。例えば、先程出た町営住宅の補修、いやいや学校も補修する。文化財も補修する。担当課はバラバラ。場合によっては、発注などどういうふうに情報を一元化してるか分かりませんが、この総合計画、管理計画の中には、そう言った維持、修繕等の情報を一元化して、当たり前ですね。それぞれ各課でやっている事を有効活用、その情報をして、施設の維持管理の縮減が維持管理費、お金ですね、経費、縮減が図れるのではないのかなと私は思います。この計画にも触れられております。部材の情報、Aという施設、Bという施設、課がバラバラでも、どういう部材で修理するのか、劣化の情報、維持修繕の情報、どのように有効活用されているのか。改めて、この間のこの計画の実施、経緯も含めてお聞きしたいと思います。

それから、この点について2つ目なんですが、今は、そういう修繕、補修等の情動的なもの、そこをもっと、各課緊密に統一的にやれば、お金少し浮くのではないかという点なんですが、もう1つ。2つ目。施設の維持管理、これ今バラバラです。観光施設でも課によって、数課に分れている、観光施設がですよ。それから、集会施設もどうでしょうか、2課ぐらいに分かれてるんでしょうか。3課ぐらいかな。公園も2つぐらいに分かれているんでしょうか。町としての受け皿の課がバラバラ、それから維持、維持管理を委託したりしますね。その受け皿もまたバラバラ。文化会館、追分会館等は、受け皿は指定管理者で1つになっている所もありますけれども、総じて、発注する方もバラバラ、受ける方もバラバラ。こんな事やってたら、どれだけお金無駄な事掛かっているのと。函館だとか、近隣では、きちっと統一した維持管理をやっている所もあります。私は、そういう事をする事によって、一定のお金、少なくする、縮減が図れる。それも書いてありますね、これにね。それがどの様に今、実行しているのかお聞きしたいと思います。これが、まず、公共施設の関係。

2つ目。町営住宅の問題。これもこの間何回か言っておりますので、単的にお聞きしますが。私もこの間、町営住宅に色々頼まれて、役場にも色々繋いだ事が何回かあります。その度に思うんですが、町営住宅に入った方がですね、きちっと説明受けてないんですよ。先程の結露だってそうですけれども、どうしなさいこうしなさいっていう、それは分かる方はい

いですよ。でも中々そこら辺きちっと分からない方、高齢者の方、ましてやね、豊川町の比較的新しい所、給湯施設、新しい給湯施設、何も説明ないんですよ、あの使い方。びっくりしましたね。それで、ご存知だとは思いますが、道の方ではこのハンドブック、これ今も出しているのか、一応、ネットには入ってますから、多分、そちらでも分かると思うんですが、かなり詳しい事、これこれ、全部、入居者が見るかどうかは別として、江差町でもね、せめてこの半分位、3分の1でもいいかな。きちっと入る方が、こういう事守ってもらいたい。結局ですよ、そういう事守らないがために、結果的に維持管理が中々行き届かなくて、修理、修繕をせざるを得なくなった。そういう事だって、この間ありましたね。だから丁寧な維持管理を説明すれば防げるかもしれない。その点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先程ちょっと言った豊川町の団地の件なんですけどね、ちょっと入ってびっくりしたんですけどね、さっき言ったまず給湯施設、どういうふうに説明しているか。それと併せて、町営住宅に入る方、かなり、生活が苦しい方が多いんです。もちろん、家賃も含めた、計算式はなっていますが、ごめんなさい。収入にあった計算式になっていますが、それでも、大変な部分があります。家賃の減免というものの、この点について、制度がありますけれども、現在、江差町で家賃の減免の対象者、何世帯いるのか、それから、そういう家賃の減免について、ちゃんと入居者に説明しているのかどうか。知らなかったですね、その方はね。以上、町営住宅。

それから、最後。国保税についてです。今年度と言いますか、昨年4月から新たな枠組みが都道府県化という事で起きております。北海道でも今、色々、制度設計、まだ間に合っていない部分があるのでしょうか。例えば、減免を北海道として1つの標準的なもの作るって言ってるんですが、あれ出来たんでしょうかね、課長。まだ私の方ではちょっと入手してないんですが。国の方の一定の枠組みの中で、都道府県が一定程度、市町村に示す事になった中々、出来てないって事もあります。ですから、ちょっと私聞く質問は、北海道の動きとどうなのかって言うのも、ある事も前提にお聞きしたい思います。江差町の国保税条例の24条の2という所に、天災その他特別な事由により減免を必要と認められるもの。または、貧困により生活のため、公助の扶助をうけるものは、必要があると認めるものに対して、国民健康保険税を減免する事が出来る。というものもあります。今、中々、本当に収入が少なくて、年金も削られて、国保税の負担が大変だという部分が出ております。まず、聞きたいのは、このせつかくある減免規定、例えば過去5年間で、町の条例に基づいた減免該当者いるのか、いるとすれば何人いるのかお聞きしたいと思います。

それで、最後ですが、じゃあもし、この減免申請があった場合、これ実は、歴代の課長さん、もしかしたら、今の事務局長、国保税、税務に居た時に私言ったかも知れませんが、清水課長に。この減免申請があった場合に、どうやって減免、決めるのか、基準が確かないんですよ、まだ、あるんでしょうかね。申請したってですよ、客観的にどうやって減免を決めるのか。もし、あれば教えて頂きたいですけれども。その点、質問と致します。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

それでは、今、3点目にありました、国保税の関係について、答弁をさせて頂きたいと言うふうに思います。

まず、北海道の標準化されまして、その後の減免基準の関係、昨年議会の時にも、私の方で、北海道で標準例を作ってそれに基づいて、って言う話を答弁させて頂いた所でございますが、北海道で今、標準的なものを昨年30年度に各市町村の減免の状況というのを調査をして、予定では昨年示すというお話をしてたんですが、中々、各市町村の状況がバラバラで、まとめきれていないという事で、今、新たに31年度に向けて、ある程度標準例は示して行きたいと。ただ、最終、はい。示して、案として、示しながら、協議をさせて頂きたいと。ただ、最終的な方向性として、北海道として統一的なものとして行くものについては、平成35年度を目途に、最後定めて行きたいという事の今、道の状況であります。ただ、31年度の状況でまず標準的なものは、ある程度、案として協議の場に示すという事で、まず来ているというのが、まず現状です。それと、それを踏まえてですね、1点目の方の過去5年間の状況ですけども、過去5年間の減免につきましては、26年度で1件、27年度で3件、それから28年度で1件、29年度1件、30年度は減免申請はないと、いう事で過去5年間で6件の減免申請があります。これにつきましては、賦課決定後に、生活保護の受けた方で、その賦課を取り消すという事で、減免するという事で、ものがすべてでございます。

3点目の基準の部分ですけども、今、この先程言った2点の税条例の中では、天災の部分と、貧困によるという部分ありますが、ほとんどその貧困の部分での減免の基準という事で、今の現状でこの条例から読み取る分については、ほぼ、生活保護基準レベルの収入という部分を我々の方では、まず、判断させて頂いてます。そういった中での、生活保護、若しくは、それに準ずる様な収入基準になるという事が1つの基準になって、判断をさせて頂いてます。で、その自治体の方での基準の、今、うちの方の状況ですけども、昨年、道の標準をそこ参考にしてという事で考えたんですが、そういった道の状況が出て来ましたので、我々としても、各近隣町の状況の標準の、標準じゃないですね、あの基準を参考にですね、基準案を今、作成をして、先般、国保の運営協議会の方に、一応、お諮りをさせて頂いてます。で、中身を、ちょっとそこの部分で、もう少し精査をさせて頂いて、道の標準を待っていればですね、この辺の細かい部分が出来なくなりますので、ある程度、そこの分を今、運営協議会の中でもんで頂いて、来年度の部分に向けてですね、ちょっと今、整備をさせて頂きたいという事で動いておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

公共施設の管理と公営住宅の関係でございます。まず、1点目の、公共施設の一元化、維

持管理の一元化という事でございますけれども、現在、財政課の方では、電算システム導入しまして、統合資産管理システムっていうのを運用している所でございますけれども、このシステム事態は、財務書類の作成に必要な、資産額等々、算出するための機能が主なものでございまして、修繕情報などは管理されていないという所が、現状でございます。それで、維持経費や修繕、何処を修繕したか、部材がどうかっていうものを管理して、コスト削減に繋げると言うのは、また、別のファシリティーマネージメントというシステム、そちらの方に移行しなければ、そちらの方が必要であるという所で今、現時点では、そういった情報あるいは、修繕履歴等々の活用はなされていないという所でございます。

それで、その様な情報一元化、一元管理する事によって縮減が図られるという事でございますけれども、例えば、施設それぞれ特性ございまして、例えば、同じ施設といっても、その壁直すにしても、床直すにしても、例えばそれぞれの、経費が掛かると思います。それで、そういったものを所管、同じ係に集約するとすれば、どういうメカニズムで縮減が図られるのかっていうのは、ちょっと今、大変申し訳ありません。お答え出来る材料を持ってなくてですね、ちょっと、すぐお答え出来なんですよけれども、発注、あるいは設計する際には、かなり横断的に連携、あるいは、情報共有しながらあたっている所でございます。また、各施設はそれぞれの目的を持って整備されておりますので、単に施設って事と言う事だけで、一元、管理、体制的な部分もある所でございますし、私の方から、ちょっと中々言及する、し難いのかなと思う所でございます。

それから、2点目の、町営住宅入居者の関係でございます。まず、家賃の減免、給湯設備等の点について、まず、答弁させていただきます。まず、家賃の減免について、現在、低所得者、低所得世帯という事で、6世帯、減免している所であります。それで、家賃の減免については、毎年、納付書を送付させて頂く際に、1枚、色々なお知らせの方、同封させて頂きまして、口座振替や納期限の事、それから代理納付の事なども書いておまして、その中に、減免措置がありますのでご相談下さい旨の一文が入って、そういった形でお知らせしてる所でございます。それから、給湯に限らず、設備の使い方につきましては、ちょっと、大変申し訳ございません。入居者にですね、ほとんど説明をきちんとして来ていなかったという所でございます。これについては改めて行きたいと思っております。

それで、道営住宅の様なハンドブックでございますが、遅ればせながらでございますが、作って行きまして、配付、入居、現に入居している方も含めて、配付して行きたいなど、そういうふうにご考えてございます。そのしおりの中に、減免の事や設備の在り方迄、盛り込めるかどうか、ボリューム的に道の様、道と同じ内容となるのか、そちらについては、これから検討となるかと思っておりますが、入居者には分かりやすい様な、内容、知って頂かなきゃならない内容、その辺を盛り込んだ内容で、しおりと言いますか、ハンドブックの方は作成して行きたいと考えおりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

この公共総合、公共施設と総合管理計画、これ皆さん、皆さんと言うか、財政課で所管で作ったんですよね。これ委託でしたか。自分、委託、自分達。私言ったのは、実は、私が頭の中で作ったんでなくて、ここに書いてある事をこうやって書いてある、最もだなと。だからどうですかって言ったんですよ。だから、これ作った当人は、そうすべきだっていう、それも、国に何か書いてあるからそのまま書いたのかどうか知りませんが。ちょっと聞きます。いいです、聞きます。例えばこれ室井議員に聞いた方が早いのかも知れませんが、例えばですよ、そうですね、健康推進課で所管している建物、そこの維持管理で、何々を直す。それから、町営住宅何々を直すと言う時には、いずれにしても、場合によっては直す物は共通、それから、消防施設等々について点検する、共通的なもの、そういう物については、当然、どっかできちっと、単価だとかきっと情報交換というか、担当者というか、やってるんですよ、当然。やってんですよ。で、そういう事をもう少し、モーラ的にという意味なんですよ。どっかの課がですよ、集中的にそれやれなんて、そんな事少なくとも私の1問目では言っていないんです。色んな部材も使うんでしょと、いう事も含めて、江差町全体にあるもの、数多ある物について、しっかりと、共通的なもの、統一的なもの、そうすると場合によっては在庫の事も含めて、大量に使う物はですよ、もっともっと安くなるって。そういう事を書いてますよねここにね。だから、さっきの答弁何かちょっとよく分からん答弁だったんですけども。

で、2つ目はね、確かに私一元化、維持管理の一元化、これはもしかしたら、ちょっと時間掛かるかも知れませんが、結構他の市町村では進めてますね。この計画を作る時に。この計画を作る時に、維持管理も含めて、一定程度、共通的な物はやる方向で検討しようと、その方がね、絶対お金、コスト削減出来ますよ。この計画書ね、どういうふうに行うとしておられるんですか。ちょっと、もう1回お聞きしたい。

それから、申し訳ない、あの分かりました。税務課。あの、1つだけ確認したいんですが、これから運協、運営協議会にかけるといいますが、道からまだ、こんな一定の期間、生活保護に関していうと、先程の減免の当事者は、今の課長の答弁ですと、生活保護になるという人のその直前の部分だろうと思いますが、生活保護基準の以下の所得の基準でも、色んな事情で生活保護受けない方っていますよね。ですから、当然、そういう方々は、そういう事を救うという事も含めて、運協にかけて、しっかりと江差町としては、短い期間かも知らんけれども、まずやって行きたいと、そういう事なんですよ。それ、ちょっと確認したいと思います。

以上。

(議長)

「財政課長」。違う、「税務課長」。

「税務課長」

今、運協の方にかけているのは、素案を全部、こないだの、前回、行われた運協の方に、

すでに素案は示しています。で、まず生活保護基準の部分については、今までですと生活保護になるか、もしくはその基準以下という事にはなるんですけども、近隣の状況とか見てもですね、収入と所得の部分での差があるので、例えば生活保護基準の1.3倍ですとか、1.2倍ですとか、そういった所。それと、例えば前年の収入がいくら以下だとかという部分がそれぞれちょっと若干あるもんですから、その辺のちょっと調整して頂きたいと。ただ、基準になるのはどうしてもその生活保護の基準が1つの目安になると、ただ、所得の激減の幅、これが例えば半分になるですとか、例えば2割しかない。その生活の状況に応じて、例えばその減額の幅をやるとかっていう事での素案は今作って運協の方にはすでに流しますので、これらを基に作って行きたいとふうに考えております。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

そうですね、確かに、計画に一元的に管理されてこなかった事から、総合的計画的に管理する部所を定め、全庁的に管理する事となってございます。ちょっと一足飛びに行かないかもしれないですが、出来る範囲の中で、今、一足飛びに行かないかもしれませんが、全庁的に一元化の方向に向けて取り組んで行きたいと考えてございます。

(議長)

はい、「副町長」。

「副長町」

はい。公共施設管理計画、もちろん、そういった計画を作らないとまた、補助金の活用策であるとか、そういった事も出来ないのも現実としてまず1つあると。それから、これまで、色々な建物、施設含めて一定の期間、修理、修繕も出来なかった期間もあったという事で、それらが押し並べて一斉に、今後向う部分は、新しい物を建てなきゃない施設もありますけれども、ほとんどは長寿命化に向かっていると。そういう中でのそれぞれの目的別、所管課別に例えば予算要求にするに当たっても、1業者のみならず、2つ以上の業者からの合い見積りで、それをもって財政課で算定している。これが、ま、現実です。

それから、公住の話少し触れますけれど、まず、外壁、屋根を直すところからの修繕費に掛けれる予算規模をある程度、財政課で掴んでございますが、この次やらなきゃならないのは、室井議員からもあったように、窓であったり、風呂であったり、それはどっかの公住を、いわば、ね、入ってる方は、ここはもう居れないで、こちらに移す、これから、長寿命化で入れられるべきそういう住宅については、順次、風呂もやらなきゃならないな、窓もそうだなという事でのですね、段階は内部的には話合っております。でも、一気に、すべての物が長寿命化のこの寿命にきてる現実の中でですね、順次、そういった統一的なですね、いわば、見解を持ちながら、でも、最終的には、一気に単年度で財源、財政出動もかけれない現実も

ございますので、出来るだけ平準化しながら、計画的に順次やっていくと。こういう現実にごございますので、十分、議員のご質問の意味は、分かっているつもりでございますが、出来るだけ修理、修繕含めてですね、計画的に取り組んで参りたいと、以上でございます。

(議長)

いいですね。「小野寺議員」。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、財政課及び税務課の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのためも含めて、2時20分迄、休憩致します。